

紛争

紛争解決センター受付

申立手数料10,500円
(申立人のみ)
申立書等提出

あっせん・仲裁人はベテラン弁護士や専門家等が中心となっています。

あっせん・仲裁人を選びます

相手方へ通知して出席を呼びかけます

申立から1回目の期日は
およそ1ヶ月かかります

あっせん・仲裁のための期日

相手方がどうしても期日に出席しない場合は手続きを進められません
相手の方も、とにかく申立人の言い分を聞いてみようというお気遣いな気持ちで是非ご出席下さい。

仲裁の合意

仲裁判断

仲裁判断は裁判所の判決と同じ効力があり、仲裁判断書で強制執行もできます(ただし、執行決定が必要です)。

仲裁判断書

成立手数料
(申立人・相手方双方)
※詳しくは裏面をご覧ください。

和解契約書

あっせん・仲裁人が立会人となり、申立人・相手方双方の署名・押印を得て和解契約書を作成します。

和解不成立

和解成立

愛知県弁護士会ホームページ

(<http://www.aiben.jp/>)には、紛争解決センターの分かりやすいご利用案内を掲載しています。

トップページ→

弁護士に相談したい→紛争解決センター